

令和5年度版◆自動車税(種別割)のお知らせ◆

1 納稅義務者

※これまでの自動車税は「自動車税(種別割)」に名称が変更となりました。

- 毎年4月1日前午0時時点の自動車の所有者です。
- 割賦販売契約により自動車を購入した場合は、買主である使用者となります。
- ※ 軽自動車に対しては、市町村から軽自動車税(種別割)が課税されます。

2 納付方法

- **納稅通知書の表面に印刷されたQRコード(地方税統一QRコード)により、さまざまな納付方法が選べるようになりました。**

①スマートフォンアプリでの納付(「LINE Pay」については注意が必要)

スマートフォンアプリを用いて、納稅通知書の表面に印刷されたQRコードを読み取ることで納付ができます。ただし、「LINE Pay」については、QRコードではなくバーコードを読み取る必要がありますのでご注意ください。なお、納付に当たり、納稅者負担が発生する場合があります。

②地方税共同機構の「地方税お支払サイト」を利用した納付(クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)等)

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納稅通知書の表面に印刷されたQRコードの読み取等を行うことにより納付ができます。詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。なお、納付に当たり、納稅者負担が発生する場合があります。

③金融機関等窓口、コンビニエンスストア等での納付

納稅通知書を窓口、レジにお持ちください。

※ 納付可能なスマートフォンアプリ及び金融機関は、「地方税お支払サイト」の「よくあるご質問」をご確認ください。また、納付可能な金融機関等については、納稅通知書の裏面も併せてご確認ください。

■ 納付方法の詳細については、山梨県のホームページをご覧ください。

「地方税お支払サイト」にはこちらからお進みいただけます。

山梨県／県税の納稅方法について(県ホームページ)

https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/kenzei_nouzei.html



【注意事項】

納稅直後に車検を受ける場合は、金融機関等の窓口又はコンビニエンスストア等で納付の上、納稅通知書右端の車検用納稅證明書をご利用ください。

また、上の①又は②の納付方法で納付した場合には、領收証書は発行されません。

3 手放した自動車の納稅通知書が届いた場合

- 廃車、譲渡、売却、下取りなどにより自動車を手放した場合は、運輸支局(国の機関)での手続が必要です。手放した自動車の納稅通知書が届いた場合は、令和5年3月31日までにその手続が行われていないことが主な原因です。
- このまま放置すると来年度以降もあなたに課税されますので、速やかに自動車の引渡先にご確認ください。

4 住所や氏名を変更した場合

- 納稅通知書の住所・氏名に変更が生じた場合は、速やかに所轄の運輸支局で変更手続を行ってください。手続を行わないと、来年度以降の納稅通知書がお手元に届かない場合があります。変更手続に必要な書類等は、運輸支局にお問い合わせください。
なお、やむを得ず手續が遅れる場合は、裏面の「自動車税(種別割)住所等変更届(個人用)」等により山梨県自動車税センターに届け出してください。
- ※ 郵便局による転居・転送サービスによりこの納稅通知書が到達している場合があります。納稅通知書に記載された住所を再確認してください。

5 年度中途で抹消登録した場合

- 年度の中途で抹消登録した場合、抹消登録した翌月から3月までの自動車税(種別割)は、月割計算により税額が減額されます。すでに納めていたている減額分については還付となります。県税に未納があるときは未納額に充当します。

なお、抹消登録した月の翌月末頃に過誤納金等還付充当通知書をお送りします。

6 年度中途で名義変更や県外の登録番号に変更した場合

- 年度中途で名義変更(移転登録(割賦販売の場合の使用者の変更登録を含む。))をしても、納稅義務者は、4月1日前午0時時点の所有者又は使用者です。納稅義務者に変更がないため、月割での還付や新たな課税は生じません。
- 所有している自動車の登録番号(ナンバー)が、年度中途で他の都道府県の登録番号に変わっても、今年度の自動車税(種別割)の納付先は山梨県となりますので、月割での還付や他の都道府県での新たな課税は生じません。

7 車検用納稅證明書について

- 納稅通知書の右端にある自動車税(種別割)納稅證明書(継続検査・構造等変更検査用)は、継続検査等(車検)の際、自動車税(種別割)の納付確認に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。また、自動車を譲渡・売却等により手放される際に、納稅證明書も一緒に渡してください。
- 令和5年度から、領收日付印の領收年月日が領收日付印欄の左に記載した期限を過ぎている場合、その納稅證明書は使用できることになりましたのでご注意ください。
- 過去に未納(延滞金を含む。)がある場合、納稅證明書の登録番号欄に*印が表示され、納稅證明書として使用できません。未納額を納付の上、別途納稅證明書の交付を申請してください。なお、申請には印鑑と自動車検査証(車検証)の写しが必要です。
- 左の①又は②の納付方法で納付した場合には、納稅證明書の送付は行いません。納稅證明書を必要とする場合は、別途交付を申請してください。なお、車検更新時の自動車税(種別割)の納付確認は電子化されており、納稅證明書の提示は省略できることになっています(※電子上で確認できるまで、納付後最大14日程度かかります。)。

8 税額の特例について(自動車グリーン税制)

- 環境負荷の小さい自動車は、新車新規登録(初度登録)の翌年度の税額を軽減しています。また、新車新規登録から一定期間を経過した自動車は、税額を増額しています。

(1) 税額が軽減される場合

令和4年度中に新車新規登録された自動車のうち、電気自動車、燃料電池自動車、一定の要件を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の要件を満たす営業用乗用車については、今年度1年間に限り税額が軽減されます。

(2) 昨年度の税額が軽減されていた場合

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新車新規登録し、昨年度の税額が軽減されていた自動車は、今年度から本来の税額に戻ります。

(3) 税額が上乗せされる場合【重要】

新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、通常の税率よりもおおむね15%上乗せとなります。対象の自動車は、次のとおりです。

ガソリン車・LPG車	平成22年3月31日以前に新車新規登録した自動車 (新車新規登録から13年を経過した自動車)
ディーゼル車	平成24年3月31日以前に新車新規登録した自動車 (新車新規登録から11年を経過した自動車)

(注) 電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス及び被けん引車は対象外です。また、バス(一般乗用を除く。)及びトラック(被けん引車を除く。)については、おおむね10%上乗せとなります。

□ その他、自動車税(種別割)に関するることは県ホームページをご覧ください。

山梨県／自動車税センター(県ホームページ)

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/jidoshazei.html>

山梨自動車税

検索



9 身体障害者手帳等をお持ちの方へ

次の手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、ひとり一台に限り自動車税(種別割)の減免を受けることができます。詳しくは、山梨県自動車税センターまでお問い合わせください。※軽自動車税(種別割)についてのお問い合わせ先は、お住まいの市町村となります。(減免の対象となる障害等級【】は山梨県内交付の手帳の色です。)

障害の区分(種別)	本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出者に限る。)	—
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	※お問い合わせください	
療育手帳【紺】	障害の程度A	
精神障害者保健福祉手帳【緑】	1級かつ自立支援医療(精神通院)受給者	
戦傷病者手帳【黒】	※お問い合わせください	

注1：家族運転・常時介護者運転の申請には、市町村等による「もっぱら障害者のために利用している証明(減免資格証明書)」が必要になります。

注2：療育手帳・精神障害者保健福祉手帳による本人運転の減免は、令和6年1月1日から施行されるため、詳細については、山梨県自動車税センターにお問い合わせください。

注3：減免上限額：45,000円(自動車グリーン税制による15%重課税の自動車は51,700円)
※令和元年10月1日以降に新車新規登録された自動車は43,500円

10 お問い合わせ先

■自動車税(種別割)の制度・減免・納付・納税証明書その他全般について

山梨県自動車税センター
(総合県税事務所自動車税部) 笛吹市石和町唐柏1000-4 〒406-8558
電話 055-262-4662

■納税証明書の発行について

総合県税事務所 笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎内
電話 055-261-9112

総務部税務課 甲府市丸の内1-6-1 県庁北別館4階
電話 055-223-1386

中北地域県民センター 韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎内
電話 0551-23-3070

峡東地域県民センター 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎内
電話 0553-20-2701

峡南地域県民センター 南巨摩郡富士川町鍬沢771-2 南巨摩合同庁舎内
電話 0556-22-8131

富士・東部地域県民センター 都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎内
電話 0554-45-7839

■自動車の登録手続について

国土交通省関東運輸局 笛吹市石和町唐柏1000-9

山梨運輸支局 電話 050-5540-2039 (自動音声案内)

(注) 令和6年度納税通知書送付先変更 令和6年3月1日までに提出してください。

【5】自動車税(種別割)住所等変更届(個人用)										令和 年 月 日	
登録番号 (ナンバー) プレート	山梨 富士山				かな						※軽自動車・他都道府県ナンバーの自動車は対象外です。
氏名	フリガナ									生年月日 旧姓 () 大昭平令 .	
新住所	〒				一					変更年月日 : 年 月 日	
	都道府県									区市郡 区町村	
	団地・マンション・アパート名、棟・室番号、方書まで詳細にご記入ください。										
電話	―――――― ※日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。										
旧住所	※納税通知書に記載されている住所をご記入ください。										

【留意事項】

- この届出は、納税通知書の送付先のみを変更するものです。送付先は原則として納税義務者の住民票のある場所になります。万一異なる場合は還付の受領等に影響が出ることもありますので、ご注意ください。なお、車検証の記載を変更する場合は、運輸支局での手続が必要となります。納税義務者を変える場合も手続が必要です。
- 軽自動車・他都道府県ナンバーの自動車の納税通知書の送付先変更については、登録されている市町村又は都道府県にお問い合わせください。
- 法人の所在地の変更は、この用紙により届出いただくことができません。
手続については、山梨県自動車税センターに直接お問い合わせください。
- 届出のあった自動車以外の自動車に係る納税通知書等の送付先も連動して変更される場合があります。
- 住所変更の届出方法
 - この用紙は、次のいずれかの方法でお届けください。
 - 郵送 〒406-8558 山梨県自動車税センター 課税調査担当 あて
 - FAX 055-263-2421
 - この用紙のほか、電子申請により届出いただくこともできます。
やまなしくらしねっと(手続名:自動車税(種別割)住所等変更届)
<https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/>

